

2018年10月11日

雲南市長  
速水雄一様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
代表世話人 北川 泉

## 要 請 書

市民の安全・安心の確保のために日夜ご奮闘されていますことに心から敬意を表します。

さて、中国電力島根原発3号機の適合性審査申請に関し、中国電力の申請内容（地震、津波、火山など）が、5年前に行われた島根原発2号機の「当初申請の通り」とのみ記載されていたり、根拠となる解析結果が示されないままであったりなど、審査を行うことが不可能な内容であることが明らかになり、本来なら、原子力規制委員会から申請却下となるべき事態でした。

島根原発3号機稼働の社会的必要性（電力需給）、実効性ある避難計画の立案、3号機の安全性の確保、島根原発から30キロ圏内に位置する各自治体の「事前了解権」を認める立地自治体並みの安全協定締結問題などの重要な課題が未解決のままです。

そこで下記の事項について質問いたしますので、10月31日までに文書によりご回答いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1、 島根原発3号機稼働の是非に関し、「事前了解権」を明確にした中国電力との安全協定の締結を、現在審査中の島根原発2号機の原子力規制委員会の審査終了までに終える必要がありますが、貴市の見解を明らかにしてください。
- 2、 島根原発3号機の適合性審査申請書の内容について、残念ながら、自治体として申請内容のチェックを出来る体制にありません。そのことが今回の事態を招いた一因でもあります。中国電力の申請を事前了解関係自治体として検討できる組織を設置すべきと考えますが如何ですか。
- 3、 福島原発事故を踏まえた、原発に頼らない地域活性化策の立案が自治体としての責務であると考えますが、自治体としての原発に頼らない地域活性化策について示してください。

2018年10月11日

雲南市長  
速水雄一様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
代表世話人 北川 泉

面談の場の設定のお願い

別紙の10月11日付の要請文書に関し、文書回答に併せて面談の上で、ご回答いただく場の設定をお願いし

ます。

なお、日時につきましては貴職のご都合の良い日時に合わせますのでご配慮いただきますよ

うお願い申し上げます。